令和4年鞍手町議会第5回定例会会議録(第4号)							
	令和4年10月5日						
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂						
		開会	開言	義		議	長
開閉会日時		令和4年10月5日 午後 1時0			00分	星	正彦
及び宣告		閉会開議			議	長	
		令和4年10月5日	午後	3 時	20分	星	正彦
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏:	<u> </u>	出欠 の別
	1	添田政勝	出矢	1 1	西藤典	子	出矢
出席及び	2	野口美恵子	出矢	1 2	的 野 信	之	出矢
欠席議員	3	田中二三輝	出矢	1 3	須山由	紀生	出矢
	4	宇田川亮	出矢				
出席 13人	5	新谷留晴	出矢				
欠席 0人	6	篠原哲哉	出矢				
欠 員 0人	7	星 正 彦	出矢				
	8	有 働 徳 仁	出矢				
	9	栗田美和	出矢				
	1 0	許 斐 英 幸	出矢				
会議録署名議 員	8	有働徳	仁	9	栗田	人美	和

職 務 出 席	議会事務 局 長	武谷朋視	出矢	議会事務 局 次 長	広瀬 真一	出矢
	町長	岡崎邦博	出矢	副町長	浅 野 彩	出矢
	教育長	外園哲也	出矢	会計課長	田中靖治	出 欠
	総務課長	髙橋奈美江	出矢	建設課長	西生卓矢	出矢
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出矢
地方自治法	税務住民 課 長	石 田 克	出矢	地域振興課 長	立石一夫	出矢
第121条	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大村俊夫	出矢	上下水道 課 長	神谷徹	出矢
により説明	保険健康課 長	梶 栗 恭 輔	出矢	教育課長	森 永 健 一	出矢
出席者の						
職氏名						
議事	日程		別紙	のと	おり	
付議	事件		別紙	のと	おり	
会議	経 過		別紙	のと	おり	

令和4年第5回鞍手町議会定例会議事日程

10月5日 午後1時開議

第4号			
日程第1	議案第46号	令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定	(決算特別委員長報告)
日程第2	議案第52号	令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特	別会計
		歳入歳出決算認定	(総務文教委員長報告)
日程第3	議案第53号	令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定	(総務文教委員長報告)
日程第4	議案第54号	令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定	(総務文教委員長報告)
日程第5	議案第47号	令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳	出決算認定
			(民生産業委員長報告)
日程第6	議案第48号	令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別	会計
		歳入歳出決算認定	(民生産業委員長報告)
日程第7	議案第49号	令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出	決算認定
			(民生産業委員長報告)
日程第8	議案第50号	令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出	決算認定
			(民生産業委員長報告)
日程第9	議案第51号	令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持	管理運営費特別会計
		歳入歳出決算認定	(民生産業委員長報告)
日程第10	議案第41号	鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更	(総務文教委員長報告)
日程第11	議案第42号	令和4年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)	(総務文教委員長報告)
日程第12	議案第45号	令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算(第1号)
			(総務文教委員長報告)
日程第13	議案第55号	財産の取得	(総務文教委員長報告)
日程第14	議案第43号	令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予	算(第2号)
			(民生産業委員長報告)
日程第15	議案第44号	令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算	(第1号)
			(民生産業委員長報告)
日程第16	議案第56号	民事調停の申立て	(民生産業委員長報告)
日程第17	議案第57号	民事調停の申立て	(民生産業委員長報告)
追加日程			
第1	議案第58号	令和4年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)	(総務文教委員長報告)
日程第18	陳情第10号	鞍手町手話言語条例(仮称)の制定を町に求める陳	青書
			(民生産業委員長報告)

日程第19 閉会中の継続事件

令和4年10月5日(第4日) 開議 午後 1時00分

○議長(星 正彦君)

これから本日の会議を開きます。

本日の会議には、総務課庁舎建設推進係石田係長および政策推進課財政係小長光係長を説明員として出席要求しています。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第46号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していましたので決算特別委員長の審査報告を求めます。

○決算特別委員長(許斐 英幸君)

議長。

○議長(星 正彦君)

許斐決算特別委員長。

○決算特別委員長(許斐 英幸君)

決算特別委員会の、議案審査報告をいたします。

議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第46号 令和3年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。 本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第46号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第52号から日程第4 議案第54号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

〇総務文教委員長(篠原 哲哉君)

議長。

○議長(星 正彦君)

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳 出決算認定

議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定

議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を 認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳 出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 令和3年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。

よって議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号 令和3年度鞍手町下水道事業会計決算認定を採決します。 本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第5 議案第47号から日程第9 議案第51号までの5件 を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

〇民生産業委員長(須山 由紀生君)

議長。

○議長(星 正彦君)

須山民生産業委員長。

〇民生産業委員長(須山 由紀生君)

民生産業委員会の、議案審査報告をいたします。

議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出

決算認定

議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定 議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特 別会計歳入歳出決算認定

本委員会は、9月28日に付託された、上記の議案を審査の結果、いずれも原案 を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第47号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第49号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 次に、議案第50号について討論はありませんか。 (「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を 採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。

よって議案第47号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳 入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第48号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第49号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認 定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第50号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第51号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第10 議案第41号から日程第13 議案第55号までの4件を一括して 議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

〇総務文教委員長(篠原 哲哉君)

議長。

○議長(星 正彦君)

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更

議案第42号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第3号

議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号

議案第55号 財産の取得

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を 可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和4年度鞍手町 一般会計補正予算第3号を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和4年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第14 議案第43号から日程第17 議案第57号までの4件を一括して 議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

〇民生産業委員長 (須山 由紀生君)

議長。

○議長(星 正彦君)

須山民生産業委員長。

〇民生産業委員長 (須山 由紀生君)

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号

議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

議案第56号 民事調停の申立て

議案第57号 民事調停の申立て

本委員会は、9月28日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を 可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号 を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。

よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

町長から議案第58号について議案が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し追加日程第1 として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号を日程に追加し追加日程第1 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

○町長 (岡崎 邦博君)

追加日程第1 議案第58号は、令和4年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、新庁舎等建設工事に係る公募型指名競争入札が不落になったことを受け、本事業を進めていくために設計内容の一部を修正した上で、必要な予算措置を講じるものです。

主なものを申し上げますと歳出予算では、継続費の令和4年度の年割額を変更した事に伴い継続費に係る工事費で3億8,495万4千円を減額しております。

一方、歳入では、15款 国庫支出金で庁舎等建設工事に関連する二酸化炭素排 出抑制対策事業費等補助金の採択を受けたことにより、所要の補正を行っておりま す。

また、歳出予算の補正に関連して、19款 繰入金や22款 町債で所要の補正 を行っております。

その結果、歳入歳出それぞれ3億8,495万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ89億9,162万3千円としております。

なお、継続費については、当該年度以降の支出予定額並びに建設工事に係る事業 年度を令和6年度まで1年延長する必要があるため、継続費の建設工事に係る総額 34億7,599万1千円に9億444万1千円を増額し補正後の総額を43億8,

043万2千円とする変更を行っております。

以上が、追加日程第1 議案第58号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長(星 正彦君)

これから質疑を行います。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の12頁をお開き ください。

2款 総務費について12頁から13頁まで質疑ありませんか。

○議員(8番 有働 徳仁君)

議長。

○議長(星 正彦君)

有働議員。

○議員(8番 有働 徳仁君)

庁舎建設費に関して伺いたいのですが、これは令和4年に行うべき工事が行われなくなったのか教えてください。

○総務課長(髙橋 奈美江君)

議長。

○議長(星 正彦君)

総務課長。

〇総務課長(髙橋 奈美江君)

今回の補正につきましては、年割額の補正に伴って減額となっております。 以上です。

○議員(8番 有働 徳仁君)

議長。

○議長(星 正彦君)

有働議員。

○議員(8番 有働 徳仁君)

庁舎本体、外構工事、博物館との建設費とこの減額ですね3,800万円の減額なのですが、もう一度言いますね庁舎本体、外構工事、博物館等の建設費と判断するが庁舎本体の工事費として減額しているのか教えてください。

○総務課庁舎等建設推進係長 (石田 正樹君)

議長。

○議長(星 正彦君)

総務課庁舎等建設推進係長。

○総務課庁舎等建設推進係長(石田 正樹君)

お答えいたします。今回の補正の減額につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように令和6年度まで事業年度が延びました事に伴いまして令和4年度の事業費を減額するという内容でございます。

建設費、庁舎と、それから博物館別館、外構、それから庁舎等のですね、本体の 建設費については継続費のほうで補正の額はお示しをしております。

○議員(8番 有働 徳仁君)

議長。

○議長(星 正彦君)

有働議員。

○議員(8番 有働 徳仁君)

庁舎、博物館や外構工事が含まれていると考えるがこの減額は外構工事が含まれていないのですか。

○総務課長(髙橋 奈美江君)

議長。

○議長(星 正彦君)

総務課長。

○総務課長(髙橋 奈美江君)

はい。外溝等も含まれております。以上です。

○議長(星 正彦君)

ほかに質疑はありませんか。これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。10頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受け します。10頁から11頁について質疑ありませんか。

これで、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

○議員(3番 田中 二三輝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

どういうふうに頁を指定していいか分からないと難しいですけど4頁、それから

14頁に関連しての質疑になります。

まず、この増額補正の財源これを教えてください。

○政策推進課長(柴田 隆臣君)

議長。

○議長(星 正彦君)

政策推進課長。

○政策推進課長(柴田 隆臣君)

お答えをいたします。今回、設計の一部修正によりまして継続費で建設工事の補 正前の総額に9億444万1千円を増額させていただいております。

その財源につきましては、補助金、地方債、基金、一般財源で賄う事となりますが、その内訳といたしましては、補助金が2億1, 653万9千円、地方債が5億9, 050万円、基金が6, 554万9千円、一般財源が3, 185万3千円となっております。

なお、地方債には、交付税措置のある有利な起債が含まれている事から建設工事の増額分9億444万1千円に対する本町の実質的な負担額につきましては、5億2,144万2千円と見込んでおります。以上でございます。

○議員(3番 田中 二三輝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

ちょっと町長にお伺いをいたします。今回の9億円の増額補正の要因、これをど のように分析され、どのようにお感じになっていらっしゃいますか。

〇町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

今回の増額要因につきましては、当初、不落になった予定額に加えてですね、この世の中の大きな変化、円安であったりウクライナ情勢であったり、そして1番は資材の異常なほどの高騰であったり、そういったものが主なものというふうに考えております。

これにつきましては、華美なものが増えていたりしている訳でもありませんし、また当初予定していたものから、かなりの要するに努力をしまして減額をしております。そうした努力の中でも致し方ない増額というふうになっておりまして、これは先ほども言いましたように世の中の大きな情勢の変化に基づいたものであり、先ほども言いましたように避けては通れないものだというふうに考えております。

○議員(3番 田中 二三輝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

多少ちょっと質疑から逸脱するかもしれませんが、この増額分の返済を含めた、 今後の返済、これをどのように考えているのかを教えて下さい。

○町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

これについては、当然ながら行財政改革も含めた中で、これは返済していくということになりますけども、この返済については、問題ないというふうに考えております。

○議長(星 正彦君)

ほかに質疑ありませんか。

○議員(1番 添田 政勝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

添田議員。

○議員(1番 添田 政勝君)

私も4頁、14頁の増額ですけども施政方針で経済状況の事も踏まえて概算事業費を堅持するというふうに言っています。それなのに約9億円の増額、これはどう受け止めていますか。

○町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

先ほども言いましたように世の中のですね、経済情勢が大きく、ここ1年近くの間に変化をしております。それに伴いまして先ほど言いましたように1番は、資材の異常なほどの高騰であったり、円安であったり、ウクライナ情勢であったり、そしてまた1番エネルギーの高騰であったりと、そういった建設に関わるもの全てが高騰した事が大きな原因というふうに考えております。

○議員(1番 添田 政勝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

添田議員。

○議員(1番 添田 政勝君)

そう言うこの増額の原因が経済状況だけだと、いうふうに思っていますか。

○町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

その通り、そのように考えております。

○議員(1番 添田 政勝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

添田議員。

○議員(1番 添田 政勝君)

最大限の減額と言う努力をしたと言えますか。

○町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

小さな所からですね、1 から全てを見直しております。これ以上ですね、出来ないと、よくそういった企業等では、よく言いますが乾いたタオルをなお絞ると、いうようなぐらいにですね。減額については、非常に見直しております。

しかしながらですね、これがもう本当に限界というぐらいまで大きく見直しています。以上です。

○議長(星 正彦君)

ほかに質疑ありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

資料をいただいておりますけれども、この中で工事費の概算でコストダウンの一覧表というのがあります。全体で2億6千万円の減額でコストダウンしていると言う事なのですが前々からですね、庁舎建設に対しては、出来るだけ絞って絞ってやってくれと。言うような意見を申し上げていた訳ですし、そうされてきたと言うふうには認識はしていますけれども、ただまだこれだけ絞れるところがあったのではないだろうかって言う事ですよね。

元々、今回不落になった訳ですけども、なる以前に工事費自体、全体をもう1回

見直して、これだけ絞れたのではないだろうかというふうに考えますけども、そこ までを考えなかったのでしょうか。

〇町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

当初予定した額についても、かなり厳しい査定の中で予定額を出しております。 そしてまた不落になった事で、そこに資料にありますように今まで予定をしてい たもの、それも決して華美なものではありません。必要だと言うふうに思っていた ものについても今回どうしてもそれは、もうどんなにしようと、いうような事で今 回その部分については削減をしております。

非常に今後について私自身、ひょっとすれば残念に思う事があるかもしれませんが、このような経済状況の中で、かなりの増額が見込まれると言う事でありますので、ここはやはり、心を鬼にしてと言いますか、もう本当に乾いたタオルを絞るような形のもと減額をして今回の提案という事になっております。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

当初から華美なものはもうやめてと、絞ってというふうに言っていたのですけども、それでもまだあったのじゃないですか。それで質問ですけども、所々ですね中央公民館の改修工事で検討だとか、いずれはやっていきたいと検討したいというような部分はあります。

これは、いずれやるんだったら結局は庁舎建設の一部に入ってくるんじゃないですかこの分。何か後からの全体の工事費が後から付け加えられるような事になりかねない気がしてですね。これは削った事にならないのではないでしょうか。

私は、そう思いますけども。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

○町長(岡崎 邦博君)

先ほども言いましたようにですね、全く華美な物についてはありません。そして また検討中の物についてもですね、その庁舎等の部分に当たるもので、部分になっ ております。ですから要するにエリアの中での全体としての考え方の中で、やはりこれが必要ということで住民の方または議員の皆さんからですね、必要性を認められれば、そこでまた加えていこうというようなもので検討中と言う事になっております。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

なかなか厳しい判断で今までずっと積み上げてきたその議論の中身はですね、今日追加提案で出して今日結論を出せと言うのはね、ものすごく無理があると思うんですよ私。

しかも先日、何日か前でしょこれ。議案書が出されたのが資料も含めて、なかなか詳しく検討する間がないんですよ。それで、いきなり判断しろと言われてもですね、これはちょっと、どうなのかと後ほど委員会審査でも議論にはなると思うんですけれども、この点については町長どういうふうにお考えですか。

〇町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長(岡崎 邦博君)

提案がですね、本来ならば議運の3日前にお示しするというような事もありましたが残念ながらこちらのほうもですね、精いっぱいの中で、この予算を査定して、 提案をしております。そういった意味でですね、こちらの不落になった後ですね、 その作業についても本当に職員は努力をした中で、この提案になっておりますので、 その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(星 正彦君)

ほかに質疑ありませんか。

○議員(8番 有働 徳仁君)

議長。

○議長(星 正彦君)

有働議員。

○議員(8番 有働 徳仁君)

4頁と14頁になりますが約9億円の増額の事に関してなんですけど、町民税ですが、これ返済して行く事が分かっていますか。町長お答えください。

○町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

○町長 (岡崎 邦博君)

地方債の償還につきましては、一般会計の中で償還して行くという事になります。

○議員(8番 有働 徳仁君)

議長。

○議長(星 正彦君)

有働議員。

○議員(8番 有働 徳仁君)

これ町の施設ですが町民が納得していると考えていますか。

○町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

当然ながら町民の方たちにもご説明申しましたし、そして町民の代表である議員の皆様の提言を受けまして今回、基本計画を再度見直して今進んでいる所でもあります。当然必要な施設でもありますし今あるこの施設自体、耐震化もままならないような施設でもあります。もう66年を経過してですね、いつ大きな地震が来ればですね、もうひとたまりもないような庁舎でもありますので、この庁舎建設については必要なものだというふうに考えております。

○議員(8番 有働 徳仁君)

議長。

○議長(星 正彦君)

有働議員。

○議員(8番 有働 徳仁君)

先ほどの宇田川議員とちょっと重なるかもしれないですけど、これまでですね建設事業費、数度増額されてきたが今回の増額補正も十二分に協議検討議案として提出されているか。お考えを教えてください。

○町長 (岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

〇町長 (岡崎 邦博君)

当然ながら協議検討して提案をしております。

○議長(星 正彦君)

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第58号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時43分 再開 午後 3時14分

○議長(星 正彦君)

会議を再開します。

ただいま篠原総務文教委員長から議案第58号について、会議規則第74条の規 定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があり ます。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従って、篠原総務文教委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とする事に 決定しました。

次に、日程第18 陳情第10号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

〇民生産業委員長 (須山 由紀生君)

議長。

○議長(星 正彦君)

須山民生産業委員長。

〇民生産業委員長(須山 由紀生君)

民生産業委員会の、陳情審査報告をいたします。

陳情第10号 鞍手町手話言語条例の制定を町に求める陳情書。

本委員会は、9月21日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし町長に 送付すべきものと決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

○議長(星 正彦君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第10号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。陳情第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。陳情第10号鞍手町手話言語条例の制定を町に求める 陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり 決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって陳情第10号は、採択されました。

次に、日程第19 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お 手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出があっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これをもって令和4年第5回定例会を閉会します。

閉会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 有働徳仁

議員 栗田美和